

緊急時対応細則

平成 29 年 10 月 16 日制定

(目的)

第 1 条 この細則は、本会における緊急時の対応等を定めることにより、合理的かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(緊急時)

第 2 条 緊急時とは以下の各号のことをいう。

- (1) 被後見人等が死亡した時（葬儀社等への連絡は、別途の定めによる）
- (2) 被後見人等が事故、病気等により、身体に重大な変化をきたした時

(緊急時対応)

第 3 条 緊急時対応は別添の図「緊急時連絡網」により連絡をとる（実線）。留守等で連絡できない場合は、点線により連絡をとる。

(改廃)

第 4 条 この細則の改廃は、理事会で審議し、決議して行う。

付則

1. この細則は、平成 29 年 10 月 16 日より施行する。

(管理責任者：事務局長)

<緊急時対応細則第3条による緊急時連絡網>

図：緊急時連絡網

